

保険募集指針

熊本県信用組合

当組合では、「保険募集指針」を次の通り定め、適正な保険募集を行なうための対応をおこなっております。

(1) 取扱保険商品について

当組合では、お客さまにより良い商品をご提案するために、引受保険会社の業務又は財務の健全性や商品の内容等を十分に踏まえた上で、取扱う保険商品を選定しております。

当組合取扱商品の中から、お客さまに適切に商品をお選びいただけるよう、当組合ホームページ(<http://www.kumamotoken.shinkumi.jp>) や「取扱保険商品一覧」にて保険商品・引受保険会社の情報提供をおこなっております。

(2) 保険契約の引受および保険募集に関する制限について

当組合は保険募集の代理店であり、保険契約締結については、お客さまと引受保険会社とのお取引となります。従いまして、保険契約の引受や保険金・給付金等のお支払いについては引受保険会社が行ないます。

当組合の融資先（事業性資金）の役員（代表者を除く）・従業員のお客さまにつきましては、保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が1000万円を限度としてお取扱いさせていただきます。

当組合は、保険募集が可能な範囲・条件等に関する法令を遵守するため、お客さまの勤務先等を確認させていただく場合があります。

保険契約者・被保険者になる方が下記①または②のいずれかに該当する場合には、当組合では法令等により制限されている一部の保険商品を原則としてお取扱いすることができません（当組合の組合員の方は除きます）。

①当組合の融資先（事業性資金）である法人・その代表者および個人事業主の方

②当組合の融資先（事業性資金：従業員20名以下）に勤務されている役員・従業員の方

(3) 保険契約のリスクについて

保険商品は預金ではありませんので、預金保険の対象ではございません。

引受保険会社が経営破綻した場合には、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

ご契約に際し、これらの保険契約のリスクに関するご説明を行うとともに、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」や「ご契約のしおり・約款/特別勘定のしおり」等に記載されている重要な事項を十分にご確認いただけるよう、努めて参ります。

(4) ご加入いただいた保険契約の取扱い等について

当組合では、保険募集時のご説明内容に係る記録等（お客さまよりご提出戴いた書類を含みます）を、ご契約期間満了時まで保存し、お客さまのご要望にお応えできるよう努めて参ります。

当組合は保険募集人であり、保険業法等の法令を遵守する義務を負っております。法令に違反して保険商品を取扱い、お客さまが損害を被った場合には、当組合が募集代理店として、販売責任を負うこととなります。

(5) ご契約後の当組合の対応について

当組合は、ご加入いただいた保険契約について、ご契約後も適切に対応いたします。ご契約後に当組合が行う業務内容は、保険会社への取次ぎを含め、次のとおりです。

- ・保険契約の内容についてのご照会への対応
- ・保険募集および保険契約に関するお客さまからの苦情・ご相談への対応
- ・保険金のお支払いなどを含む各種お手続き方法に関するご案内など

(6) ご相談窓口について

当組合にてご加入いただきました保険契約に関する苦情や・ご相談等につきましては、当組合担当者または下記ご相談窓口までお問い合わせください。

苦情・ご相談は

熊本県信用組合 総務部 TEL 096-353-1200

受付時間 午前9時～午後5時 （土日曜祝日を除く）